

■ 地域連携、産学連携を包括した農業特区への新たな取組 ■

「国家戦略特区」養父市と連携協定を締結

～ 農業再生、地域再生への密着した協力体制を目指して ～

関西大学は、「国家戦略特区」（農業特区）に指定された兵庫県養父市と、産業振興、人材育成、教育・文化の振興、地域づくり、福祉の増進等の分野で相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的に、包括的な連携協定を締結することとなりました。

これまで本学は、同地域において複数の産学官連携プロジェクト・共同研究を実施し、特に農業再生に関する研究において多くの研究実績を得てきました。こういった背景を基に、今般の特区指定後の更なる活発な協力体制が双方にとって望まれることから、包括的な連携協定の締結となりました。

本学としては、特にこれまで積み上げてきた地元企業との連携実績から、地域産業の振興を第一として、養父市内の企業との連携ビジネスの検討や、高品質、高付加価値農産物生産のための高機能性天然肥料の開発、兵庫県立但馬農業高等学校での連携事業による人材育成、等々、理工系を中心とした事業からはじめ、将来的には人文社会学系の研究者も交えた包括的な協力体制ができるのではないかと考えています。

記

1 日時 8月 4日（月） 16:30～17:30

2 場所 養父市役所 2階 第1会議室（〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675）

3 参加者

養父市

市長
副市長
教育長
企画総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業環境部長
まち整備部長
教育次長

広瀬 栄
三野 昌二
足立 篤史
山本 康成
和田 祐之
藤本 浩一郎
藤山 健人
西口 一樹
橋本 一郎

関西大学

学長 楠見 晴重
副学長 前田 裕
環境都市工学部 教授 山本 秀樹
大学本部長 岡田 弘行
学長室次長(社会連携担当) 島貫 未来夫

以上

【添付書類】「関西大学と養父市との連携協力に関する協定書」

この件に関するお問い合わせ先

関西大学 総合企画室 広報課 担当：石田、^{よりふじ}依藤

〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35 Tel.06-6368-1131 Fax.06-6368-1266
www.kansai-u.ac.jp

この伝統を、超える未来を。



関西大学と養父市との連携協力に関する協定書

関西大学（以下、「甲」という。）と養父市（以下、「乙」という。）とは、相互の人的、知的資源の交流と、物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携し、包括的な連携のもと、産業振興、人材育成、教育・文化の振興、地域づくり、福祉の増進等の分野で相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 地域産業の振興に関する事
- (2) 人材育成に関する事
- (3) 教育・文化の振興に関する事
- (4) 特色ある地域づくりに関する事
- (5) 福祉の増進に関する事
- (6) 学術研究に関する事
- (7) その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

本覚書締結の証として、この証書2通を作成し、双方署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 8月 4日

（甲） 関西大学

（乙） 養父市

学長

市長